

令和 7 年男鹿市公告第 12 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

- ・ 男鹿市産業建設部農林水産課
- ・ 男鹿市ホームページ

（ <https://www.city.oga.akita.jp/soshik/norinsuisanka/norinsuisan/4456.html>）

3 本公告により、男鹿市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。